（公印省略）

経産第149号

令和５年６月28日

各技能職関係団体　代表者　様

 　　　　　　福岡市長　　髙島　宗一郎

 　　　　　　　　 (経済観光文化局地域産業支援課)

令和５年度博多マイスターの認定に伴う候補者の推薦について(依頼)

梅雨の候、貴職におかれましてはますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

本市では、平成15年度に「博多マイスター制度」を創設いたしました。

この制度は、ものづくりに関して優れた技能を有する技能職者の方で、市民に対する伝承活動に積極的で意欲のある技能職者を「博多マイスター」に認定し、技能伝承などのマイスター活動を支援することにより、技能を尊重する気運の醸成と技能職者の社会的認知度・地位の向上を図ることを目指しております。

つきましては、貴団体内及び貴団体所属の事業所において、「博多マイスター」に相応しい技能職者の方を下記の要領でご推薦くださいますようよろしくお願いいたします。

記

１　認定基準

福岡市内に１年以上在住又は在勤で、福岡市技能功労者表彰又は福岡市技能優秀者表彰等を受賞された現役の技能職者の方が認定の対象となります。

詳細な認定基準は別紙１「博多マイスター認定概要」をご参照ください。

２　推薦手続

○　推薦書の提出

以下の書類を記載のうえ、提出期限までに電子メール、郵送またはご持参ください。

ア　推薦書（様式第１号）　　　別紙２

イ　業績証明資料

(ｱ) 候補者が有する資格、免許及び表彰状等の写し

(ｲ) 候補者が技能オリンピックや全国技能コンクール等での入賞実績を証明する資料

ウ　市内に居住している方は住民票の写し（コピーでも可）

市外に居住していて市内に就業している方はそれを証明できるもの

エ　提出期限：令和５年８月21日（月）

＊ご提出いただいた表彰候補者の個人情報は、福岡市暴力団排除条例第６条の規定に基づき、候補者の方が暴力団員又は暴力団関係者でないか福岡県警察に照会確認を行いますので、その旨ご了承願います。また、候補者の方にもその旨のご説明をお願いいたします。

裏面もご確認ください

３　添付資料

(1)　博多マイスター制度の概要 別紙１

(2)　推薦書（様式第１号） 別紙２

※様式のデータ送付を希望される方は、下記まで電話、電子メール等にてご依頼ください。

　　（様式はWord、Excelで作成しております。）

４　参考

　　博多マイスターＨＰ

http://www.city.fukuoka.lg.jp/keizai/c-syogyo/business/Index.html

【連絡・問い合わせ先】

〒812-0011

福岡市博多区博多駅前二丁目９番28号

福岡市経済観光文化局地域産業支援課

担当：池田・安達

TEL　092-441-3303　　FAX　092-441-3211

e-mail：chiikisangyo.EPB@city.fukuoka.lg.jp